47.2GHzから49.8GHzまで	関東総合通信局管内	平成33年６月30日まで	1500W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成33年６月30日まで	1500W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
48.4GHzから48.7GHzまで	北海道総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
	東北総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	平成34年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
	中国総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
49.3GHzから49.8GHzまで	北海道総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
	東北総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	平成34年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、0.1W以下に限る。
	中国総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
51.35GHzから52.35GHzまで	北海道総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
	東北総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
	関東総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	平成34年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、0.1W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
66GHzから67GHzまで	北海道総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
	東北総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成34年６月30日まで	0.1W以下	
66GHzから71GHzまで	関東総合通信局管内	平成33年６月30日まで	1500W以下	空中線電力は、１W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成33年６月30日まで	1500W以下	空中線電力は、１W以下に限る。
92GHzから94.4GHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
95GHzから100GHzまで	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	

（注１）　発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

（注２）　空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

○総務省告示第百八十六号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十条第四項の規定に基づき、政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び平成三十年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を次のとおり告示する。

平成三十年五月二十九日

総務大臣　野田　聖子

政党の名称	平成三十年分として交付すべき政党交付金の額
希望の党	三、〇四二、九五四、〇〇〇円
公明党	二、九四八、四三二、〇〇〇円
社会民主党	二七九、九四七、〇〇〇円
自由党	二六九、一八九、〇〇〇円
自由民主党	一七、四八九、八六六、〇〇〇円
日本維新の会	一、三〇九、三六三、〇〇〇円
民進党	三、五六九、五九九、〇〇〇円
立憲民主党	二、七六四、三〇三、〇〇〇円